

三井不動産アイスパーク船橋貸切利用規約

第1条 【利用目的】

アイススケート競技の為の練習、試合その他アイススケートを活用したレクリエーションや撮影。

第2条 【利用時間】

1. 一般利用時間を除く時間帯とする。最低利用時間は1時間とし、追加は30分単位とする。
2. 一般利用時間にかかる貸切使用のご希望は別途協議、検討する。

第3条 【入退場時間】

場内への入場は貸切開始30分前からとし、貸切終了後は30分以内に場内から退出するものとする。

貸切時間中は氷上、リンクサイドを含む場内及び駐車場とも当該貸切利用団体が優先とする。最終貸切団体においては終了後45分以内に駐車場からも退出するものとする。

第4条 【貸切区分】

1. 定期団体 1年を通して週1時間以上の利用で固定の曜日・時間を利用する団体
2. 一般 定期団体以外の団体、企業及び個人

第5条 【予約及び申込み手順】

1. 定期団体は1年毎に貸切日程を決定する。
当施設から各定期団体に詳細を通知し、各定期団体は所定の申込書を指定された期限までに提出するものとする。
※当施設の事業状況により半年毎に定期利用日程を変更する可能性がある。
2. 一般及び定期団体の追加予約は貸切を希望する月の前月1日より申込を受け付けるものとする。
(例:4/1～4/30の期間の予約は3/1からの受付)

第6条 【貸切料金】

◆貸切利用料金(1時間単価/1時間以上、30分単位での貸出)

区分	通常	平日/早朝・深夜※	イベント・撮影等
Aリンク	30,000	24,000	60,000
Bリンク	18,000	15,000	36,000

※24:00～翌9:00までに利用開始(祝日は除く)

- ・原則、繁忙期の12月～3月の施設貸切は(大会等)は行わないものとする。
- ・利用者が貸靴を希望する場合は1足につき500円を徴収する。
- ・上記以外の時間での施設貸切は別途協議により決定する。

- ・付帯設備等の利用料金は別途、徴収するものとする。

第7条 【支払方法と条件】

1. 定期団体の場合：前月末までに翌月分利用料金を完納すること。前月初に翌月利用分の請求書を当施設より郵送若しくは手渡しを行う。各定期団体は請求書受領後、利用前月末までに支払うものとする。
2. 支払いは指定銀行口座への振込、又は当アイスアリーナフロントにて現金払いとする。
(受付時間は10:00～18:00まで)
3. 当月の貸切代未払いの団体においては翌月の貸切の利用の制限を行うものとする。
4. 事前の連絡のない貸切代の未払い及び未使用はその後の予約を解約するものとする。
5. 一般の場合：貸切利用日当日の利用前までに支払うものとする。
6. 予約が決定した時点で銀行振り込み又は、現金払いとする。(受付時間は10:00～18:00まで)領収書の発行は、施設窓口において申込書団体名にて発行するものとする。銀行振り込みの場合は要請がない限り、原則として領収書の発行はしないものとする。
7. 災害等、競技会等、その他の事由により、受付が困難の場合は上記の限りではないものとする。

第8条 【キャンセル及び変更】

1. 定期団体／一般共通

原則キャンセルは不可とするが、やむを得ない事由により利用決定後の予約のキャンセル及び変更が必要な場合は、速やかに施設に連絡し、許可を得るものとする。

変更の受付は、ご利用 8 日前までとし、ご利用 7 日前からのキャンセルは以下のキャンセル料が発生するものとする。

- | | |
|------------|-----------|
| ・7 日前～2 日前 | 利用料の 25% |
| ・前日 | 利用料の 50% |
| ・当日 | 利用料の 100% |

尚、変更、キャンセルが多い団体には利用の制限を行うこともあるとする。

但し、災害等、競技会等、その他の事由において、アイスアリーナの利用が困難の場合においての、キャンセル料の発生はしないものとする。

2. 定期団体

利用月の前々月の 20 日までに申出のあったキャンセルについては、キャンセル料は発生しないものとする。

第9条 【転貸】

貸切の転貸しは一切認めないものとする。やむを得ない事由がある場合は該当日の前々日の 18:00 までに当施設フロント窓口まで申し出るものとする。無断での転貸の場合には当該貸切団体にペナルティとして該当貸切代の2倍の金額を請求するものとする。

第10条 【利用上の注意】

1. スケート靴、防具、その他手荷物、貴重品等は各団体にて管理徹底し当アイスアリーナはその責任を負わないものとする。
2. 救急箱を含む備品は必要に応じ、各利用団体はその準備をするものとする。
3. 場内設備、備品等の破損については破損させた団体の責任において修理実費を負担するものとする。
4. 氷上での飲食及び場内での飲酒は一切禁止とする。
5. 駐車場は所定の場所以外の使用は行わないようにすること。その責任は利用団体の責任者が負うものとする。
6. 各団体は集合場所や荷物置場、ミーティング場所、ウォームアップなどによりアイスアリーナ場外を利用する場合は、その管理者に事前許可を取り、近隣住民、他の利用者の迷惑にならないよう厳重に注意管理すること。また事故防止には最善の注意を払い、責任者においてはこれを徹底させる義務を有するものとする。
また、このことによる事故、苦情については、利用団体の責任において、処理するものとする。
7. 氷上以外での(場内外敷地、駐車場)でのスティック及びパックの使用は一切禁止とする。
8. 安全上の理由により、整氷車が完全に氷上から上がり、扉が閉まるまで貸切利用者が氷上に上がることを、パックや物を投げ入れることを禁止する。また、整氷車が氷上内にある間は、貸切利用者がフェンスの上に物を(上着、ドリンクボトル、その他)を置くことも禁止する。
9. 貸切終了後、速やかに忘れ物、落し物等の確認をし、ゴミは大小を問わず、全て持ち帰ること。
また、ベンチ等の施設備品を使用したい場合は当アリーナスタッフに許可を得ること。
使用した施設備品は使用后、現状復旧をすること。
10. ベンチにスケート靴のままでは上がらないこと。氷上、リンクサイドに唾、ドリンク類を吐かないこと。
12. 敷地内での喫煙を禁止とする。煙等の違反の著しい団体においては、利用のお断りをするものとする。
13. ゴールポストの準備片付けは利用団体が責任をもって、丁寧に扱うものとする。特に、終了時の片付けにおいては、次の団体の為の限られた整氷時間の都合上、利用時間内に行うものとする。
ゴールポストを倒す場合においては静かに行うものとする。
14. 本規約に著しく反する団体は利用のお断りする可能性があるものとする。

第12条 【利用の不許可】

利用を受けようとする者が、次のいずれかに該当するときには利用を不許可とする。

1. 利用の内容または方法が施設及び設備若しくは用具を毀損する恐れがあると認められる場合。
2. 施設の管理上必要があると認められる場合。
3. 危険物、悪臭のするもの、その他、他の利用者が迷惑するような物品を持ち込む恐れがあ

る場合。

4. 他の利用者が迷惑するような服装または行為をする恐れがある場合。
5. 飲食物その他の物品を販売、又は陳列をしようとする場合。
6. 暴力行為等を起こす可能性のある団体及び集団。
7. 麻薬等の薬物を服用していると思われる者や喫煙、飲酒をする未成年者。
8. 他人に迷惑を及ぼす恐れのある者。
9. その他、法律に違反している者。
10. 酒気を帯び、錯乱状態の者。
11. 当施設の管理運営上支障があると認められるとき。
12. 当施設の利用目的が当施設の運営目的とかけはなれた使用を希望する者。
13. 利用の目的または内容が公の秩序または善良な風俗に反すると認められる場合。
14. 利用上の規則を守らない者等。

以上